

# ・+・+・+・ 特定疾患治療研究事業 手続きのご案内 ・+・+・+・

国および静岡県で決められた特定疾患に該当すると診断された方を対象に、医療費の自己負担分を助成する制度です。医療費の自己負担限度額は、生計中心者の収入に応じて決定されます。ただし個室料・パジャマ代・文書料、その他自費分は別途自己負担となります。対象となった場合は申請をしたその日から有効となりますのでご注意ください。

全額公費負担で自己負担なしとなる方は、重症患者（対象か否かは主治医にご相談ください）と認定された方が、スモン、クロイツフェルトヤコブ病、劇症肝炎、重症急性膵炎に該当する方です。この場合は、持ち物の②③は必要ありません。

(1) 健康福祉センター（保健所）に申請に行く

総合庁舎 1 F 富士健康福祉センター（保健所）  
医療健康課 TEL 65-2659  
  
保健所富士宮分庁舎  
TEL 0544-27-1131

《 持ち物 》

- ① 診断書（臨床調査個人票）
- ② 世帯全員を証明する住民票（住民票謄本）  
市役所のほか、まちづくりセンター（旧公民館）で取得できます。  
富士市では1通300円が免除になります。住民票の取得に印鑑は要りません。
- ③ 生計中心者の所得状況を確認する書類（詳細は別紙参照）
- ④ 印鑑（みとめ印）
- ⑤ 健康保険証・老人医療受給者証

(2) 病院へ連絡する

富士市立中央病院 1 F  
医事課

※ 申請後、1 ヶ月以内に健康福祉センターで発行される受付票を中央病院に提示することで、お支払いを保留にしておくことができます。

※ 受付票が提示されない場合は、受給者証が届く（約3ヶ月後、自宅に届きます。）まで、通常どおり健康保険で支払うようになり、返金手続きは保健所へ申請するようになります。

(3) 受給者証が届いたら、病院に清算に行く

富士市立中央病院 1 F  
窓口②③

※ 申請した日にさかのぼり、受給者証に記載してある自己負担限度額に応じて清算します。

《 持ち物 》

- ① 届いた受給者証
- ② 請求書または領収証
- ③ 印鑑（みとめ印）

(4) 富士市在住の方は助成金の申請に行く

※継続する場合は毎年手続きが必要です。  
ご注意ください。

市役所  
4 F 保健医療課  
TEL 55-2739

月に15日以上入院した場合・・・1万円/月  
月に14日以下入院した場合・・・5,000円/月  
月に1日以上通院した場合・・・5,000円/月  
月に1日も通院・入院していない場合・・・0円/月

《 持ち物 》

- ① 届いた受給者証 (継続申請が不承認になった場合は通院証明書を外来で発行してもらう)
- ② ご本人の貯金通帳
- ③ 印鑑 (みとめ印)

申請後は市役所より3ヶ月毎に通知が届きますので、通院・入院した日を記入し市役所へ送り返してください。

自己負担限度額表

階層区分		対象者別の一部負担の月額限度額		
		入院	外来	生計中心者が患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額を持って自己負担限度額とする。
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 5,000円以下の場合	6,900円	3,450円	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が 5,001円以上 15,000円以下の場合	8,500円	4,250円	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が 15,001円以上 40,000円以下の場合	11,000円	5,500円	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が 40,001円以上 70,000円以下の場合	18,700円	9,350円	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が 70,001円以上の場合	23,100円	11,550円	

委任状

平成 年 月 日

わたくしは、住所 \_\_\_\_\_ ・氏名 \_\_\_\_\_ に、  
非課税証明 ・ 納税証明 ・ 年金の源泉徴収票発行 の申請及び受領の件につきまして、委任いたします。

本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (確定申告に使用した印)

本日説明しましたのは 江村・佐藤・川江です。富士市立中央病院 0545-52-1131 地域連携室 (内線 2918)